

○本書の目的

本書は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）及び河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号。以下「令」という。）に基づき、静岡県知事あてに提出された許可申請書等の審査基準です。

本書には、法令により静岡県知事の許可等を要する以下の行為についての審査基準を記載しています。

- 1 河川管理者以外の者の施行する工事等（法第 20 条）
- 2 流水の占用（法第 23 条）
- 3 土地の占用（法第 24 条）
- 4 土石等の採取（法第 25 条）
- 5 工作物の新築等（法第 26 条第 1 項）
- 6 土地の掘削等（法第 27 条第 1 項）
- 7 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為（法第 29 条第 1 項・令第 16 条の 8 第 1 項）
- 8 法第 30 条第 1 項（許可工作物の完成検査）
- 9 法第 30 条第 2 項（完成前の許可工作物の一部使用の承認）
- 10 権利の譲渡（法第 34 条第 1 項）
- 11 河川予定地における行為（法第 57 条第 1 項）

1 法第 20 条（河川管理者以外の者の施行する工事等の承認）

以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認することができるか判断する。

【審査基準】

- ①河川整備計画等に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。
- ②当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。
- ③周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。
- ④当該河川工事により新設又は改修される河川管理施設が、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 109 号）に適合したものであること。

2 法第 23 条（流水の占用の許可）

河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができるか判断する。

【審査基準】

- ①水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。
- ②申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。
- ③河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えずに安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。
- ④流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第 26 条第 1 項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

(1) 審査基準①について

水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国文は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断する。

(2) 審査基準②について

以下に掲げる事項により判断する。

ア 水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。

イ 水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。

ウ 水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。

エ 他の水利使用、漁業等の調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましいこと。

(3) 審査基準③について

以下に掲げる事項により判断する。

ア 取水予定量が、基準渇水流量(10年に1回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量)から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量(正常流量)を控除した水量の範囲内のものであること。

イ 正常流量については、「正常流量検討の手引き(案)」等により適正に設定されたものであること。

(4) 審査基準④について

以下に掲げる事項により判断する。

ア 水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであること。

イ 法第24条の許可を要するものにあつては、占用しようとする河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)の面積が適正に算定されていること。

ウ 工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしている等、治水上支障がないこと。

エ 「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土捨場の崩落による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいうものであること。

3 法第24条(土地の占用の許可)

水利使用に関するものを除き、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができるか判断する。

【審査基準】

① 占用主体、占用施設等が河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日建設省河政発第67号)に適合すること。

② 占用しようとする河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)の面積が適正に算定されていること。

4 法第 25 条（土石等の採取の許可）

以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができるか判断する。

【審査基準】

- ①河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。
- ②申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の確実性が確保されていること。
- ③砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和 41 年 6 月 1 日建設事務次官通達）によること。
- ④竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

5 法第 26 条第 1 項（工作物の新築等の許可）

以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができるか判断する。

【審査基準】

- ①治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。
- ②社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。
- ③当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。
- ④当該工作物の新築等を行うことについての権限の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(1) 審査基準①について

以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に判断する。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ア 一般的な技術基準 | 河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 109 号） |
| イ 設置に関する事項 | 工作物設置許可基準 |
| ウ 土木工学上の安定計算等 | 河川砂防技術基準 |

(2) 工作物の除却について

工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。

(3) 河口付近の工作物について

埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築については、以下に掲げる事項により判断する。

- ア 河川水位に与える影響が著しく小さいこと。
- イ 著しい河床変動(河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下)を生じないこと。
- ウ 河川及び河口部の波浪高(高潮時を含む。)が大きくなること。
- エ 河川への津波の進入を助長しないこと。
- オ 河川及び河口部の水質が悪化しないこと。

6 法第 27 条第 1 項 (土地の掘削等の許可)

以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができるか判断する。

【審査基準】

- ①当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。
- ②当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(1) 審査基準①について

以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれの次の事項により判断する。

ア 掘削及び切土

- (ア) 掘削又は切土による断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。
- (イ) 掘削又は切土を行う個所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。
- (ウ) 局所的な個所において実施する場合は、当該個所において流水の乱れを生じないように施行すること。

イ 盛土

- (ア) 上下流を含む盛土の行われる個所における流下能力の低下をもたらさないこと。
- (イ) 当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。
- (ウ) 盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起こすものではないこと。

ウ 竹木の植樹

「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」(平成 10 年 6 月 19 日建設省河川局治水課長通達)に適合していること。

7 法第 29 条第 1 項・令第 16 条の 8 第 1 項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）

以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができるか判断する。

【審査基準】

- ①河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合
 - ア 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。
 - イ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。
- ②河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合
 - ア 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。
 - イ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。

(1) 雪を堆積する行為について

以下に要件を満たす場合に限り許可行う。

- ア 堆積しようとする主体が原則として園、地方公共団体その他の公的主体であること。
- イ 堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。
- ウ 排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。
- エ 汚物若しくは廃物を投棄しないこと。

8 法第 30 条第 1 項（許可工作物の完成検査）

完成検査においては、河川検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第 26 条第 1 項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合していることを確認できたものを合格とする。

9 法第 30 条第 2 項（完成前の許可工作物の一部使用の承認）

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて、承認する。

- ①使用をしようとする部分について、検査を受け合格したものであること。
- ②一部使用することによる河川管理上の支障が生じないような必要な措置が講じられていること。
- ③一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。

10 法第 34 条第 1 項（権利譲渡の承認）

法第 23 条から法第 25 条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認する。

【審査基準】

- ①譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。
- ②申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(1) 審査基準①について

異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第 23 条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占用の権利を上水道のための流水の占用の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。

一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。

(2) 審査基準②について

原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可できると認められる者であること。

11 法第 57 条第 1 項（河川予定地における行為の許可）

以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができるか判断する。

【審査基準】

河川工事の施行上の支障を生じるおそれがないこと。

(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について

ア 土地を利用するための形状の変更については、原則として認めない。

イ 土石等の採取のための形状の変更については、河川工事の施行に支障がないこと。

(2) 工作物の新築又は改築について

河川予定地の指定の日において当該河川予定地内の工作物を居住、利用等に供している者又はその一般承継人が、当該工作物について、河川工事に着手するまでに除却することが確実な仮設物等を増築等する場合に限り認める。